

低コストな耐震改修工法の普及に向けた企画運營業務 委託仕様書

令和8年4月

山口県住宅課

1 業務名称

低コストな耐震改修工法の普及に向けた企画運營業務

2 業務目的

住宅の耐震化を一層促進するため、住宅所有者の耐震改修工事の実施の障壁となっている高額な改修工事費の低減に向け、従来の工法より比較的安価に施工することが可能な低コストな耐震改修工法の普及を図る。

その取組として、設計者のための研修会（座学）の他に、低コストな耐震改修工法を取り扱える県内技術者（建築士・大工等）を育成するため、低コストな耐震改修工法に精通した専門家の伴走支援による実際の住宅を用いた実地研修会を開催する。

併せて、住宅所有者をターゲットとした、低コストな耐震改修工法の講習会を実施するとともに、住宅所有者等を対象とした低コストな耐震改修工法の普及のための動画の制作並びに住宅所有者及び県内技術者を対象としたイベントを開催する。

3 委託期間

契約締結の日の翌日から令和9年3月29日（月）まで

4 業務スケジュール

【表1】業務全体の概要及び成果物

期間（目安）	主な作業	成果物
契約後	実施方針・年間計画の作成	年間計画
5月下旬 ～6月上旬	講習会・研修会の企画及び運営	講習会・研修会の実施計画書、実施状況の記録、アンケート調査表及びアンケート結果報告書、講習会・研修会参加者一覧表
6月～12月頃	動画の作成等：立案、撮影、制作、SNS等での発信、広報等	動画 (台本・絵コンテ(案)等必要に応じて作成したもの)

6月～12月頃	専門家の伴走支援による実地研修の開催：専門家との調整（日程調整、現場等へのアテンド、旅費・報償費の支払い）等	研修計画書、実施状況の記録、旅費・報償費等に係る報告書
10月～3月頃	低コストな耐震改修工法に着目した耐震改修促進のための普及啓発イベントの企画及び運営	イベントの実施計画書、実施状況の記録、アンケート調査表及びアンケート結果報告書、イベント参加者一覧表
1～3月	動画配信、成果の取りまとめ、実施報告書作成	動画のデータ、実施報告書（紙面1部、PDF形式データ1部）

5 受託者の業務

(1) 講習会・研修会の企画及び運営（住宅所有者向け／技術者向け）

【表2】住宅所有者向け講習会業務の内容

区分	業務内容
対象	住宅所有者（耐震診断・耐震改修を検討している方を想定） 50名程度
趣旨・想定時間	①耐震改修の必要性の説明（30分程度） ②低コストな耐震改修工法の内容やメリット等の紹介（60分程度） ③住宅所有者から専門家や技術者への質疑応答を含めた交流（30分程度） 計2時間程度を想定
企画・構成 [※]	テーマ設定、プログラム作成、配布資料等の作成
講師等の調整 [※]	日程調整、会場等へのアテンド、旅費・報償費の支払い 講師は2名を想定（愛知県在住1名、山口県在住1名）
会場・機材	会場候補の提案、予約・借用・会場費等の支払い、音響・投影機材等の準備、当日の配置計画（導線・受付等）の作成
募集・申込管理	参加者の募集、申込受付（電話・Web等）、参加者名簿作成、受付完了通知（メール等）
周知・広報 [※]	募集チラシ・Web/SNS等の広報素材作成及び配布・掲載
当日運営	受付、進行、質疑対応補助、写真・動画等実施状況の記録、撤収作業

アンケート調査等	参加者アンケートの作成・実施・集計、参加者の整理
実施状況の記録、報告	講習会の実施結果（日時、会場、参加者数、内容概要、質疑、写真・動画記録、アンケート結果等）を取りまとめ、実施報告書に記載

※は案を作成し、県と協議の上で決定する事項

【表3】技術者向け研修会業務の内容

区分	業務内容
対象	設計者（耐震診断・設計を行う建築士）50名程度
趣旨・想定時間	低コストな耐震改修工法の特徴・適用条件・留意点を理解し、耐震診断及び耐震設計の実務を行えるようにするための研修。1日間（10時～17時）を想定。
研修の準備※	必要な教材・配布資料の準備
講師等の調整※	日程調整、謝金・旅費等の支払い 講師は3名を想定（愛知県在住1名、東京都在住1名、山口県在住1名）
会場・機材	会場候補の提案、予約・借用・会場費等の支払い、音響・投影機材等の準備、演習に使用するPCのための電源等の準備
募集・申込管理	参加者募集、申込受付（電話・Web等）、参加者名簿作成、受付完了通知（持参物等の通知を含む）
教材・演習	必要な資料の作成、印刷、配布
当日運営	会場設営、受付、進行、演習の運営補助、質疑対応補助、写真・動画等実施状況の記録、撤収作業
アンケート調査等	受講者アンケート作成・実施・集計、参加者の整理
実施報告	研修会の実施結果（日時、会場、受講者数、内容概要、質疑、写真・動画記録、アンケート結果等）を取りまとめ、実施報告書に掲載

※は案を作成し、県と協議の上で決定する事項

(2) 住宅所有者向け動画の企画・制作

【表 4】住宅所有者向け動画業務の内容

区分	業務内容
趣旨	住宅所有者等県民に低コストな耐震改修工法の意義とメリットを分かりやすく伝えるための動画を作成する
ターゲット	県内の住宅所有者（旧耐震基準で建てられた住宅の所有者の家族（子・孫世代）のうち、耐震改修費用が障壁となり、耐震改修をあきらめている方々
動画の数等	YouTube 掲載用動画×1本、デジタルサイネージ等掲載用動画×3本
表現方針	専門用語を避け、わかりやすくすること。
制作（工程）	企画（台本・絵コンテ作成）→県確認→撮影→編集→県確認→修正→県確認→完成
素材・出演等	出演者（専門家、ナレーション等）は県と協議の上決定。使用する写真・図面・音源等は権利処理を行い、必要な許諾を得ること。
動画の仕様	動画データ（縦型／横型、解像度、ファイル形式）サムネイル画像の仕様は県と協議の上決定する。
動画の発信補助	県の Web サイト、SNS 等での発信を想定し、掲載文案（タイトル・説明文・ハッシュタグ等）の作成支援を行う。
留意事項	(1) 動画教材の詳細内容（専門的な部分）については、委託者、実地研修のアドバイザー及び受託者と協議の上、決定するものとする。 (2) 制作した動画は、委託期間終了後も使用することから、制作後に動画内の人物やアニメーション等の映像使用にかかる費用が発生することがないようにすること。 (3) 動画の内容や起用する人物等については、受託者からの提案を踏まえ、委託者と調整の上、決定する。 (4) 動画教材においては、住宅所有者のプライバシーへの配慮や個人が特定されないようにすること。 (5) 不備について：本業務終了後、受託者の瑕疵により成果品に不備が発見された場合は、県の指示に基づき、受託者の負担と責任において速やかに修正等を行うものとする。なお、修正した場合は、全成果品の差し替えを行うこと。

(3) 専門家の伴走支援による実地研修の実施

【表5】実地研修（伴走支援）業務の内容

区分	業務内容																																										
対象	技術者（設計者、施工者等） ※実地研修受講者以外の技術者の見学も含む。																																										
趣旨・想定時間	低コストな耐震改修工法による耐震改修の説明・設計・施工の一連の流れを、実際の住宅で専門家の伴走支援を受けながら実践的に習得する。 研修1回につき、1日間（10時～16時）を想定。 【実地研修内容（例）】※1現場あたりのプログラム																																										
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>内容</th> <th>時間</th> <th>講師1 （愛知）</th> <th>講師2 （愛知）</th> <th>講師3 （東京）</th> <th>講師4 （山口）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>業務着手</td> <td>6時間</td> <td>現場</td> <td>現場</td> <td>現場</td> <td>現場</td> </tr> <tr> <td>設計</td> <td>6時間</td> <td>リモート</td> <td>リモート</td> <td>リモート</td> <td>現場</td> </tr> <tr> <td>着工</td> <td>6時間</td> <td>リモート</td> <td>リモート</td> <td>リモート</td> <td>現場</td> </tr> <tr> <td>現場監理</td> <td>6時間</td> <td>リモート</td> <td>リモート</td> <td>リモート</td> <td>現場</td> </tr> <tr> <td>現場監理</td> <td>6時間</td> <td>リモート</td> <td>リモート</td> <td>リモート</td> <td>現場</td> </tr> <tr> <td>工事完了</td> <td>6時間</td> <td>現場</td> <td>現場</td> <td>現場</td> <td>現場</td> </tr> </tbody> </table>	内容	時間	講師1 （愛知）	講師2 （愛知）	講師3 （東京）	講師4 （山口）	業務着手	6時間	現場	現場	現場	現場	設計	6時間	リモート	リモート	リモート	現場	着工	6時間	リモート	リモート	リモート	現場	現場監理	6時間	リモート	リモート	リモート	現場	現場監理	6時間	リモート	リモート	リモート	現場	工事完了	6時間	現場	現場	現場	現場
内容	時間	講師1 （愛知）	講師2 （愛知）	講師3 （東京）	講師4 （山口）																																						
業務着手	6時間	現場	現場	現場	現場																																						
設計	6時間	リモート	リモート	リモート	現場																																						
着工	6時間	リモート	リモート	リモート	現場																																						
現場監理	6時間	リモート	リモート	リモート	現場																																						
現場監理	6時間	リモート	リモート	リモート	現場																																						
工事完了	6時間	現場	現場	現場	現場																																						
研修の準備・運営※	必要な教材・配布資料の準備、研修の進行、質疑応答の記録 オンライン研修の場合は、配信環境の準備・運営を含む。																																										
講師等の調整※	日程調整、謝金・旅費等の支払い、講師のアテンド																																										
協力金の支払い	実地研修に協力いただく住宅所有者に対し、工事完了後に協力金20万円（上限6戸：計120万円）を支払う（協力金の申し込みから支払いまでの手続き業務を含む）。																																										
記録・報告	研修の実施状況（日時、対象者、対象案件の概要、研修内容・写真・動画の記録、質疑応答等）を整理し、実施報告書に掲載する。																																										

※は案を作成し、県と協議の上で決定する事項

(4) 低コストな耐震改修工法に着目した耐震改修促進のための普及啓発イベントの実施

【表6】イベント業務の内容

区分	業務内容
対象	住宅所有者等県民及び県内技術者（設計者、施工者等）100名程度。

趣旨・想定時間	多くの県民が参加したくなるような、低コストな耐震改修工法に着目した普及啓発イベントを開催する。3時間程度を想定。
企画・運営*	<ul style="list-style-type: none"> ・普及啓発イベントのテーマ設定、開催時期の提案、企画案の作成、プログラム作成、配布資料等の準備 ・講演者の提案、依頼、日程調整を行う。謝金・旅費等の支払い。講演者等のアテンド。 ・会場候補の提案、予約・借用・会場費等の支払い、音響・投影機材等の準備、当日の座席配置・動線計画の作成。 ※オンライン又はハイブリッド開催とする場合は、配信環境の準備・運営を含む。 ・参加者の募集、申込受付（電話・Web等）、参加者名簿の作成、受付完了通知（メール等） ・会場設営、受付、進行、写真及び動画記録、撤収作業
アンケート調査等	参加者アンケートの作成・実施・集計、参加者の整理
実施報告	全体報告会の実施結果（日時、会場、参加者数、内容概要、質疑応答、写真・動画記録、アンケート結果等）を取りまとめ、実施報告書に掲載する。

※は案を作成し、県と協議の上で決定する事項

(5) その他共通事項

当該業務における講師等の旅費、宿泊費及び報償費の合計額は3,831千円を上限とし、講習会や実地研修等における講師の人数や従事する時間等については、事業実施前に、県と協議の上決定するものとする。

なお、各講師に係る旅費、宿泊費及び報償費の想定額は以下のとおり。

【表7】講師の経費について

	所在地	旅費	宿泊費	報償費
講師1	愛知県	37,500円/往復	11,000円/1泊	5,850円/1時間
講師2	愛知県	37,500円/往復	11,000円/1泊	5,850円/1時間
講師3	東京都	89,360円/往復	11,000円/1泊	5,850円/1時間
講師4	山口県	5,000円/往復	宿泊の想定なし	4,380円/1時間

(6) 成果物の提出について

【表1】業務全体の概要及び成果物に示す成果物をそれぞれのスケジュールに沿って、県が指示する期限までに提出すること。

6 著作権等について

- (1) 本業務による著作権及び著作権(著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。)は、全て県に帰属するものとし、受託者は、県の許可なく複製・公表・貸与・使用してはならないものとする。
- (2) 受託者(デザイン製作者その他製作に関与した者を含む。)は、著作者人格権を行使しないものとする。
- (3) 使用するデータの権利関係等の諸手続き及びそれに係る費用については、受託者で対応するものとする。
- (4) 納入された成果品については、県がウェブページ等において二次使用できるものとする。
- (5) 受託者は、第三者の著作権等を侵害していないことを保証するとともに、第三者との間でトラブルが発生したときは、責任を持って処理するものとする。

6 その他

- (1) 本業務で取り扱う個人情報については、受託者はこの業務に従事する者に対して守秘義務を課すこと。また、この守秘義務は、業務終了後においても同様とする。
- (2) 本業務の業務委託契約の仕様(契約書に添付する仕様書をいう。)は企画提案の内容を踏まえ、県と受託者とで協議の上、別に制作する。
- (3) 本業務において、県が必要と認め、指示した事項については、受託者はその指示に従うものとする。
- (4) 本業務履行のための人件費、旅費、通信費の一切の経費は、本業務の委託料に含まれるものとする。
- (5) 本業務の遂行に際しては、委託業務の責任者を選任し、県との連絡調整を綿密に行うとともに、事業の進捗を管理し、取組状況等を県の求めに応じて報告する。